

弁護士会の

東京三弁護士会多摩支部  検索

No. **36**
2017/2

多摩地区法律相談

センターニュース



樹氷(山形・蔵王)

多摩地区市民の皆様には、東京三弁護士会多摩地区法律相談センターをご利用いただきありがとうございます。当法律相談センターが本年4月からの開始を予定し、準備を進めている新たな取り組みをご紹介します。

1. 労働問題相談の初回相談料無料化の試行延長

労働者からの相談・使用者からの相談のいずれについても、初回相談（30分以内）を無料とする試みを行っております。平成29年4月1日から1年間、その試みを継続することとなりました。

2. セクシュアル・マイノリティ法律相談の試行実施

平成29年4月1日から、セクシュアル・マイノリティ当事者向けの法律相談を試行的に開始します。「無料電話相談」と「面談相談」を用意し、ご相談を承ります。今号の記事で、本相談のご紹介をしておりますので、ご覧ください。

今後も多摩地区の市民の皆様に対して、十分な法的サービスを提供できるような体制を作り上げていきたいと考えておりますので、ご意見ご要望がありましたら、東京三弁護士会多摩支部までお寄せください。

平成28年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長 古川 健太郎

発行所 東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階
Tel (042) 548-3800 Fax (042) 548-3808
東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

遺言・相続・後見について

弁護士
宮本 克

今回は、①生前の財産管理方法としての後見制度、②死後の財産処分方法としての遺言制度について概略を説明したいと思います。また、遺産分割における預金の取り扱いについて最高裁判所の判例が変更されましたので、この機会に、③遺言がない場合の預金の行方についても説明します。

参考にいただければと思います。



1 生前の財産管理制度について

認知症などの理由で判断能力が不十分になった方々のために、第三者が、財産を管理したり、法律行為（契約）を代理・援助したり、本人が間違っただけで自分に不利益な契約等をした場合には取り消したりすることができる制度として、後見制度があります。

後見制度には、精神的な能力が低下してから、法律に基づき家庭裁判所の審判で開始される法定後見制度と、判断能力が衰えることに備えて本人自らがあらかじめ後見人を指定しておく制度として任意後見制度があります。

法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助と三段階あり、それぞれ後見人、保佐人、補助人が裁判所によって選任されます。権限の広さに違いがあるのですが、どの類型にするかは、裁判所が決定します。

これに対して、任意後見制度は、任意後見人を誰にするか、どこまでの後見事務を委任するかを、裁判所を介さずに後見人予定者との間で自由に決めることができます。もっとも、後見事務が実際に開始されるのは、裁判所に対し後見監督人の選任申し立てがされ、後見監督人が選任されることが条件となっていますので、これによって任意後見人による不正防止の担保が図られることとなります。

2 死後の財産の行方について

生前から自分の死後の財産をどのように処分するかを決めておきたい場合には遺言書の作成を検討してみてください。

遺言は、相続人間の将来の紛争防止という意味がありますし、相続権がない内縁の配偶者などに遺産を残すための手段になります。また、通常、遺言書を作成する場合には、自己の財産の全体を把握し、意識的に財産を整理して一覧化する作業をします。現



状の財産の管理・整理にも役立ちます。

さて、遺言書にはいくつか方式がありますが、代表的なものとしては、自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は、自分で全文を書いて作成すればよく、証人なども必要ないため、手軽な遺言ではありますが、作成方法の不備で無効になることが多く、遺言能力の有無が争いになることもあり、紛失や改ざんのおそれもあるなどデメリットがあるため、公正証書遺言がおすすめです。

公正証書は、公証人が、あらかじめ遺言者の意向を反映して作成しておいた遺言書を、遺言者と証人二人に読み聞かせ、遺言者と証人が、誤りがないことを確認したうえで署名・押印することにより完成します。公正証書は、自筆である必要がないので、病気などにより手書きができないという方も遺言を残すことができます。公証人は自宅や病院まで出張してくれますので、公証役場に行くことができなくても作成可能です。

3 死後の預金の行方について

被相続人が遺言書を残さずに亡くなった場合、被相続人の財産の行方はどうなるのでしょうか。この点に関連して、最高裁判所が判例を変更しましたので、預金を題材にして説明したいと思います。

遺産は、相続人が遺産分割協議をして分割方法を決めますが、話し合いで解決しない場合は、家庭裁判所の遺産分割調停で配分を決めることになり、それでも決まらなければ、最後は家庭裁判所が審判によって結論を決めることとなります。

これまで、裁判所は、預金については遺産分割協議の対象外であって、民法の法定相続分に従い相続人に自動的に分割されるとの判断をしてきたのですが、平成28年12月19日、最高裁判所がこれまでの判例を変更して、預金は法定相続分により当然に分割されるのではなく、遺産分割の対象となると

の判断をしました。

もちろん、これまでも当事者間では預金を含めた遺産分割協議を行うのが普通でしたし、家裁での調停においても預金を含めた話し合いが行われてきました。しかし、裁判所が審判によって結論を決める場合には、預金は判断の対象外となりますので、不都合が生じることがありました。

たとえば、一人の相続人に多額の生前贈与があった場合に、贈与額を相続分の前渡しとみて、相続財産に計算上組み込んで、相続分の調整を行うことがあります。しかし、従来の裁判所の考え方では、預金は当然に分割されてしまうので、生前贈与を受けた相続人が、預金を遺産分割の対象とすることに応じなければ、その相続人はさらに預金の法定相続分を取得しますので、実際には、相続分の調整を行うことはできませんでした。しかし、預金を遺産分割の対象とすることで、公平な分割を行うことが可能

になったのです。

なお、銀行実務は、もともと、被相続人名義の預金について、相続人による法定相続分に応じた払戻請求には応じない運用が普通でした。この運用は最高裁判所のお墨付きを得たわけですから、今後は、遺言があったり、遺産分割協議ができるまでは、銀行が払い戻しに応じることはなくなると考えられます。こうなると、被相続人名義の口座で生活していた配偶者などが、当面の生活費を得るために預金を下ろすことができなくなることが懸念されます。この点については、保全処分を使うことによって解決を図ることができる指摘されていますが、相続手続きが円滑に進み相続人の方々が困らないようにするには、やはり遺言書を作成しておくことが望ましいと考えられます。

弁護士 子どもの悩みごと相談

弁護士
橋 詰 穰

東京三弁護士会多摩支部では「弁護士子どもの悩みごと相談」を実施しています。相談時間は毎週水曜の午後2時から午後7時です。子ども本人が下校後（放課後）に相談をしたり、仕事帰りの親が相談をできるよう、5時間にわたり相談窓口を開いています。子どもに関わる法律問題の専門相談窓口として、子ども本人やご家族の方、教員、支援者など様々な立場の方から多くのご相談が寄せられます。



1. 弁護士子どもの悩みごと相談とは？

いじめ、虐待、退学、不登校など、子どもに関わる問題について、相談先について悩まれたご経験はないでしょうか。弁護士子どもの悩みごと相談は、子ども本人からはもちろん、親・兄弟や周りの大人からも、子どもに関する相談であれば誰でも利用できます。まずは、電話相談（無料）で弁護士のアドバイスを受けられます。必要に応じて面接相談も行っていますので、電話相談の際にご希望をお伝えください。面接相談も初回は無料となります。相談の結果、弁護士が事件の依頼を受けて代理人として活動する場合は費用がかかりますが、その場合も弁護士費用を援助する制度（日本弁護士連合会子どもの人権援助制度など）があり、子どもには極力負担がかからないよう工夫がなされています。

子どもに関する相談窓口は、自治体や民間団体などによって設置されたものが様々ありますが、「弁護士子どもの悩みごと相談」と他の団体の相談窓口

との大きな違いは、単に電話で相談を受けるだけでなく、必要な場合、子ども特有の問題に専門的な知見のある弁護士が、実際に解決に向けた対応を行うことができる点にあります。また、地域内の関係各機関と密な連携を図りながら必要に応じた法的サービスを提供できるように努めています。実際に、ご相談から弁護士が受任をして、解決に向けた交渉や調停・訴訟等の手続きをとったり、関係機関と連携したケースも数多くあります。

2. どんなことが相談できる？

子どもに関わる相談であれば、どんなことでも構いません。ご相談内容に応じて、法的なアドバイスをしたり、必要な支援をしています。内容によっては、他の適切な相談窓口を紹介いたします。電話相談では、相談者が名前を言いたくなければ言わなくて構いません。相談の秘密は守られ、相談したことを誰かに知られることはありません。電話を切った

〈次ページに続く〉

〈前ページより続き〉

くなればいつ電話を切ってもかまいません。弁護士が相談者と一緒に良い解決方法を考えます。

◆相談例①

いじめを受けたAさん(小学5年生)

5年生になってクラスが変わり、クラスの友達から無視されたり悪口を言われるようになりました。毎日学校に行くのがつらくて、電話相談にかけました。

→相談を受けた弁護士は、Aさんの話を受け止め、Aさんの気持ちをよく聞いた上で、保護者とも相談しました。そして、学校に具体的な対応をしてもらうため、代理人となって学校と何度も協議を重ねました。その結果、学校が、いじめていた子とクラスを分けるなどしてくれたため、いじめが止まりました。

※いじめの被害者だけでなく、加害者になってしまった子どもや親などからの相談も受け付けています。

◆相談例②

虐待を受けたBさん(小学4年生)

両親から「お前なんかいらぬ」と言われ、殴られました。私だけ食事をさせてもらえないことがときどきあり、以前は寒い夜に家の外に出されて家に入れてもらえないこともありました。

→相談を受けた弁護士は、Bさんの様子や気持ちを詳しく聴き取りました。地域の児童相談所や子ども家庭支援センターなどと連携して、両親とも話し合った結果、Bさんはいったん両親と離れて安全な場所に移りました。その後も弁護士は、

Bさんの立場で、児童相談所や両親との間で連絡調整役を担い、Bさんは再び両親と暮らすこととなりましたが、もうつらい思いをするようなことは無くなりました。



東京三弁護士会多摩支部
弁護士子どもの悩みごと相談
電話 042-548-0120

毎週水曜日 午後2時～7時(祝日・年末年始を除く)

◆相談例③

インターネット被害にあったCさん(中学2年生)

無料だと思ってスマホのゲームサイトでアイテムを購入したら、親のところに高額な請求がきてしまい、困ってしまいました。



→インターネットやスマートフォン等の普及に伴い、このような相談が多くなっています。相談を受けた弁護士が、消費者生活センター等と連携を取りながら、請求をしてきた業者と交渉しました。その結果、アイテムの購入契約を取り消すことができ、代金の支払いをしなくて済みました。

◆相談例④

両親の離婚に悩むDさん(中学3年生)

両親の仲が悪く、お母さんが家を出て行ってしまいました。裁判所で離婚の話をしているようですが、今どんなことになっているのかわかりません。もし、両親が離婚したら、僕はこのままお父さんと住むことになるのでしょうか。お母さんとはもう会えないのでしょうか。

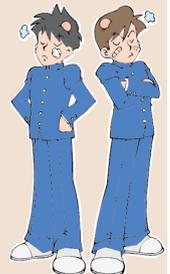
→相談を受けた弁護士は、Dさんの不安な気持ちを受け止めたうえで、裁判所での手続についてわかりやすく説明をしました。そして、Dさんの気持ちや悩みを一緒に整理し、お父さんやお母さん、裁判所に伝えたところ、お母さんと面会ができるようになりました。そして、お父さんもお母さんも、Dさんが今後どちらと住むかはDさんの気持ちを尊重してくれることを約束してくれました。

◆相談例⑤

退学を迫られた高校生Eさん(高校1年生)

同級生とけんかをしたことが原因で、高校の先生から自主退学をするよう迫られています。でも、僕は学校を辞めたくありません。

→Eさんは退学届を出す前に電話相談をしました。相談を受けた弁護士は、保護者とも相談し、Eさんの代理人として学校に話し合いを申し入れました。何度も学校と話し合いを重ねた結果、Eさんは退学をしなくて済むこととなりました。



この他にも子どもが抱える様々な相談を毎週お受けしています。今後もより多くの多摩地域の子どもの声を受け止められる体制を整えて参ります。弁護士と一緒に良い解決方法を考えましょう。



セクシュアル・マイノリティ相談 (通称「レインボー相談」)を始めます



弁護士
菊地 初音

1 セクシュアル・マイノリティ相談 (通称「レインボー相談」)を始めます

東京三弁護士会多摩支部では、来年度(平成29年度)から、ついにセクシュアル・マイノリティ当事者向けの法律相談事業を試行的に開始します。名称は、セクシュアル・マイノリティの象徴であるレインボー(虹)から、「レインボー相談」とすることに決めました。

2 セクシュアル・マイノリティ向けの 法律相談が必要な理由

「電通ダイバーシティ・ラボ」が平成27年4月に実施した調査によると、LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの略)を自認する人は、全体の7.6%にのぼるそうです。

この割合は、日本における左利き、AB型の人の割合とほぼ同じとされているのですが、そのことを実感している人は多くないでしょう。社会がセクシュアル・マイノリティ(LGBTを含め、より広い意味の性的少数者)への差別や偏見に満ち溢れているために、当事者は自身がセクシュアル・マイノリティであることを打ち明けられない、打ち明けられたとしても肩身の狭い思いをすることが多く、さらに事実上も法律上も、様々な不利益にさらされているのが実情だからです。

たとえば多摩地区では、平成27年、一橋大学法科大学院に通うセクシュアル・マイノリティの学生が同級生によるアウトティング(本人の同意を得ずに、本人がセクシュアル・マイノリティであること暴露すること)を苦に自殺する、という痛ましい事件も報道されています。

もっとも、渋谷区で「同性パートナーシップ条例」が成立するなど、セクシュアル・マイノリティに対する社会の認知・理解が深まりつつあり、セクシュアル・マイノリティをめぐる状況に大きな変革が生まれつつあります。

3 多摩支部が実施する 「レインボー相談」の概要

東京弁護士会、大阪弁護士会ではすでに、セクシュアル・マイノリティ電話相談を実施しています。

東京三弁護士会多摩支部では、電話相談を月に2回実施するだけでなく、さらに、いつでも弁護士会を通じて弁護士に面談相談を申し込むことが出来る体制を取り、セクシュアル・マイノリティの司法アクセス

をもっと容易にしようと考えています。

(1) 無料電話相談

平成29年4月より、毎月第1・第3金曜日の午後1時から4時の時間帯、弁護士が直接、電話相談をお受けします。自分のことをあまり明かさず、少しでも聞きたいことがあるんだけど、という方にもお勧めです。

(2) 面談相談

東京三弁護士会多摩支部に相談受付窓口を設置し、面談相談の希望を受け付けます。弁護士との面談相談を希望する方は、まず東京三弁護士会多摩支部事務局にお電話ください。事務局が、相談者の情報や相談の概要、どのような弁護士に相談をしたいかの希望事項(法律事務所所在地、相談担当弁護士の性別)などを聞き取り、弁護士に配てんします。

相談者から連絡を受けた弁護士は、緊急度に応じて相談日時を設定し、担当弁護士の事務所、弁護士会相談室等で相談者と直接面会して、相談を行います。

相談費用ですが、初回の相談は無料です。2回目以降の面談相談及び受任後の弁護士費用は有料です。一定以下の資力の方については、日本司法支援センター(法テラス)の法律相談援助(3回までの法律相談が無料)、代理援助制度の利用をご紹介します。

電話相談の開催日まで待っている余裕がない、すぐに弁護士に依頼したい、あるいは弁護士に直接会って、じっくり話を聞いてほしい、という方には面談相談がお勧めです。

(3) 相談できること

これらの相談担当弁護士は、セクシュアル・マイノリティの方々を抱える悩みに寄り添うことが出来るよう、東京三弁護士会及び所属弁護士会の指定するセクシュアル・マイノリティに関する研修を受講した東京三弁護士会多摩支部会員の弁護士のみが担当し、セクシュアル・マイノリティの方々を傷ついたり、ためらったりすることなく、安心して法律相談が出来るような体制を整えます。

さらに、セクシュアル・マイノリティ当事者が抱えているとされている典型的な問題(アウトティングや同性パートナーシップの問題)のみならず、もちろん一般的な法律相談もお受けしますし、法律問題のみならず、セクシュアル・マイノリティ問題に対するエンパワメントや適切な情報提供をすることも

(次ページに続く)

〈前ページより続き〉

目的になっています。

「弁護士に、こんなことを聞いていいの？」とためらわず、まずはご連絡ください。

4 平成29年5月27日(土曜日)臨時電話相談「レインボー110番」を設置します

上記「レインボー相談」試行実施を記念して、東京三弁護士会多摩支部では、平成29年5月27日(土曜

日)午前10時～午後5時の時間帯で、臨時電話相談を設置します。

通話料は弁護士会が負担し、開催時間帯も長くとりましたので、日ごろは弁護士への相談をためらっている方々も安心して相談が出来るようになっていきます。また今回は、セクシュアル・マイノリティ当事者団体で活躍している方も電話を取り、弁護士と一緒に相談内容を伺ったうえで、助言や支援の幅が広がるような試みにしたいと考えています。



1 はじめに

「せいほ」と聞いて、何を思い浮かべますか？

「生命保険」のことでしょうか。生命保険の外交員(女性)のことを、「生保レディ」なんて呼ぶことがありますね。男性のことは「生保マン」と呼ぶそうですが、個人的には、あまり聞きなれない気がします。

閑話休題。

ここで話をする「せいほ」は、生命保険ではなく「生活保護」についてです。

生活保護と聞くと、「貧乏」、「恥ずかしい」、「働かないでパチンコに行っている」なんてイメージが湧くかもしれません。良いイメージはないかも知れません。けれども私たち弁護士は、日々、生活保護を欠かせない制度と思い、活用しています。

2 暴力から逃げる母親もいます

たとえば、夫から暴力を受けている女性がいて、身の安全のため、子どもを連れて逃げるしかないケースがあります。こういったケースの女性が、子どもを連れて、働きながら逃げるなんてことは普通できません。一旦は施設に入ってもらい、身の安全を確保することがいちばん大事です。その上で、まずは生活保護を受けてもらい、金銭面・生活面の不安をなくしてもらうことが必要かつ重要と思います。

その女性は、一旦、生活保護を受けて生活を立て直し、いずれ就労できるかも知れません。また、一緒に逃げてきた子どもを育て上げ、その子がいずれ立派な社会人になってくれるかも知れません。

こうして生活保護の活用を通じて、それぞれの人が救われることは言うまでもありません。そしてこれは、社会全体にとってもプラスだと思います。

3 病気に倒れる父親もいます

DVのケースばかりではありません。

家族のため、毎日がんばって働いていた男性が、不意の病気で倒れてしまうケースがあります。なんとか一命をとりとめて、病院でリハビリを行い、少しは体が動くようになったかも知れません。しかし、もう仕事はできません。障害者手帳を取得して、障害の程度によっては障害年金の受給がはじまり、生活全般で支援者の介助を受けるなど、それまでとまったく違う人生が始まります。

傷病手当や障害年金、あるいは家族が働きに出てもらってきた給料をぜんぶあわせても、どうしても生活費が足りないことがあるかも知れません。そういった場合に、足りない生活費の一部について、生活保護の制度から金銭を受給することがあります。もし生活費が足りなくて、一家が路頭に迷ってしまったら、本当に不幸な結末を迎えるかも知れません。それを生活保護から費用の一部をまかなうことで、家族全体が救われるかも知れません(ここでも、一人ひとりを救った結果、社会全体の負担がより軽減されたとみることもできないでしょうか。)

4 仕事を失った若者もいます

病気の場合ばかりではありません。『ワーキングプア』という言葉が広まったのは、もう何年も前のことです。働いてもはたらいでも、貯蓄もできない。そんな暮らしぶりの若者は、最近、珍しくありません。

そういう暮らしのなかで、もしも会社がつぶれたり、あるいは、会社を辞めざるを得なくなってしまうと、たちまち生活が行き詰ってしまいます。携帯の料金はどうしても払わないではいられません。それが何をすることも「命綱」なのです。最初に払えな

くなるのは税金か、あるいは家賃でしょうか。家賃が滞れば、とうぜん、大家さんからは出て行って欲しいといわれます。すぐに仕事が見つければよいのですが、そんなにすぐには見つかりませんし、最初の給料は来月の月末です。大家さんは「すぐに出ていけ」というけれど、お金もなくて、家もなくて、一体どこへ出て行けばいいのでしょうか。

そのようなときも、生活保護の制度を活用することで、転居先の確保や当面の生活費をまかなうことができます。まずは生活を安定させて、落ち着いた気持ちで再就職にとりかかることができます。

このように、生活保護は、おもに金銭的に困ったできごとにぶつかったときに、人が人らしく生きていくため、私達の社会に欠かせない制度です。また、深刻なケースがより深刻にならないよう、社会全体の「セーフティネット」の役割を果たしていることがうかがえます。

ただし、ここで強調しておきたいことは、生活保護が「社会のために有益だから」認められている制度ではないということです。生活保護の制度では、あなたが社会にプラスだから救ってあげるとか、プラスにならないから救わないとか、そういう区別はしていません。

事情はそれぞれでしょうが、一人ひとりが金銭的に困りであれば、誰であれ平等に、その人がその人らしく生きるため、必要な金額と種類の生活保護を受けることができます。法律家の立場からは、このことを、「その人に生活保護を受ける権利が認められている」と言い換えることができます。生活保護を活用して、まずは一人ひとりの権利を守り、その結果、社会もよくなっていくと思っています（この「権利」であることに関心を持っていただいた方は、ぜひ憲法 25 条という条文を調べて読んでみてください。）。)

5 生活保護相談について

さて、東京三弁護士会多摩支部では、平成 26 年 1 月から、この生活保護に関する専門相談をはじめました。はじめ、それほど広まらないかなとも思っていました。しかし、はじめてみたら毎週のように電話が入り、予想以上の件数の相談が寄せられます（開始から平成 28 年 10 月までに、約 260 件以上の相談が寄せられました。）。しかも、どの相談も、非常に深刻な内容でした。

先ほど説明したケースは、どれも不幸すぎて、皆さんには関係のない話と思われるかも知れません。しかし、弁護士の立場でいろいろお話をうかがって

いると、世の中に不幸なケースはたくさんあって、どれも珍しくないのです。そして、そういう不幸なケースは、あんがい身近にも起きるのではないかと考えています。

万が一、この文書をお読みになった皆さんのなかで、思いがけないトラブルで生活に困ってしまったら、どうぞ遠慮なく、生活保護相談を利用してください。生活保護は、決して「恥ずかしい」制度ではなくて、一人ひとりが生きていくための前向きな制度とってください。

6 「不正受給」のこと

最後に少しだけ数字の話をしてください。確かに、ニュースで生活保護を悪用あるいは濫用しているケースが報道されることがあります。それはとても残念なことです。しかし、それでは生活保護の「不正受給」は、一体どれくらいのボリュームなのでしょう。

総務省が公表している「生活保護の実態調査結果報告書」（平成 26 年 8 月）によれば、平成 23 年度の不正受給の件数は約 3.6 万件で、金額にして総額 173 億円だそうです。ちなみに、平成 22 年度は約 2.5 万件・総額 129 億です。

なんだかすごい金額が並んで現実感がありません。しかし、173 億円という金額は、生活保護の費用全体から見ると、じつは約 0.5 パーセントです。また、おそらくですが、この不正受給の件数・金額には、子どもがアルバイトをして収入を得て、うっかり申告を忘れていた、というケースも多数ふくまれていると思います。

そうすると、173 億円という金額を、多いとみるべきでしょうか、少ないと見るべきでしょうか（ちなみに、国の平成 25 年度の社会保障費は全体で約 110 兆円にのぼります。）。)

色々な考え方があると思います。しかし、私は、私個人としては、大多数の人が真面目に利用しているのに、一部の不適切なケースのため、生活保護全体のイメージが悪くなっていると思っていますが、いかがでしょうか。

7 さいごに

生活保護が社会に欠かせない役割を果たしていることを書かせていただきました。また、ニュースで報道されているケースが、どれほど大事なのか、いちおう数字にも触れて考えてみました。

「せいほ」のことを少しでも身近に感じ考えてくれたら、とてもうれしく思います。



法律相談センターのご案内

法律相談の電話予約
受付時間(祭日を除く)

- 八王子・立川法律相談センター / 月～土曜日：午前9時30分～午後4時30分
- 町田法律相談センター { 水・金・土曜日：午後1時～6時
火・木曜日：午後3時～8時

インターネットからも法律相談の予約を受け付けております。 [東京三弁護士会多摩支部](#) [検索](#)

立川法律相談センター

〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階

042-548-7790

法律相談日 ※祭日を除く

月曜～土曜日 { 午前10時～12時
午後1時～3時30分
専門相談有り、詳しくはお問い合わせ下さい。

労働問題相談



※JR立川駅北口から徒歩7分
※多摩モノレール立川北駅から徒歩5分
※駐車場がありませんので車でのお越しは
ご遠慮下さい。

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11

042-645-4540

法律相談日 ※祭日を除く

月・火・木・土曜日：午前10時～12時
月曜～土曜日：午後1時～3時30分

夜間相談：水曜と金曜日の午後4時30分～7時



※京王八王子駅西口から徒歩3分
※JR八王子駅北口から徒歩7分
※駐車場がありませんので車でのお越しは
ご遠慮下さい。

町田法律相談センター

〒194-0022
東京都町田市森野1-13-3 竹内ビル6階

042-732-3904

法律相談日 ※祭日を除く

水・金・土曜日：午後1時～6時
火・木曜日：午後3時～8時

夜間相談：火曜と木曜日の午後8時まで



※JR町田駅北口から徒歩4分
※小田急線町田駅西口から徒歩2分
※駐車場がありませんので車でのお越しは
ご遠慮下さい。

**弁護士会町田法律相談センターで、
法テラスの法律相談が受けられます。**

※収入が一定額以下の方は、法テラスの無料
相談をご利用頂ける場合があります。ご予約
の際、ご希望の時間帯が無料相談に対応
しているか、あらかじめご確認ください。

予約電話番号 **042-851-8172**

法律相談料金

30分以内 **5,000円**(税別)
※延長15分につき2,500円(税別)

クレジット・サラ金

法律相談は **無料**

★高い利率で払い過ぎていませんか？
お気軽にご相談下さい。

電話ガイド

1件10分程度で一般的な問題
について無料でご案内します。 月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前10時～12時・午後1時～3時

TEL 042-548-7175

一般相談

■ 相続・遺言 ■ 離婚問題 ■ 土地建物の借地・借家 ■ 刑事事件など

専門相談

労働問題法律相談 **初回面接無料**

〈労働者側〉毎週土曜日(祭日を除く) 午前10時～12時
〈使用者側〉毎週木曜日(祭日を除く) 午後1時～3時30分
TEL 042-548-7790(立川法律相談センター)

生活保護法律相談

受付：月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前9時30分～12時、午後1時～4時
TEL 042-642-5000

※同じ問題について、3回までは無料で相談を受けられます。

弁護士子どもの悩みごと相談 (初回は電話相談です。)

受付：毎週水曜日(祭日を除く) 午後2時～7時
TEL 042-548-0120
※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。

高齢者・障害者専門法律相談

ドメスティック・バイオレンス(DV)法律相談 **初回面接無料**

消費者問題法律相談

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。
受付：月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前9時30分～12時、午後1時～4時30分
TEL 042-548-1190

犯罪被害者支援相談 (初回は電話相談です。)

受付：毎週火曜日(祭日を除く) 午後1時～4時
TEL 042-548-3870
※電話相談のあと、必要に応じて無料(原則、法テラスの援助を
利用)で面接相談を行います。